

## 森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書

千代田区、中央区、台東区、品川区、荒川区及び葛飾区（以下「特別区」という。）並びに八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「市町村」という。）並びに東京都（以下「参加自治体」と総称する。）は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税（以下「森林環境譲与税」という。）の活用に係る連携に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、多摩地域の森林（以下「多摩の森」という。）において、参加自治体が連携して持続可能な森林の循環の確立に向けた広域的な取組を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第2条第1項に規定する森林の有する多面的機能をいう。
- (3) カーボン・オフセット 温室効果ガスの排出量を、多摩の森の整備によって生じる吸収量により相殺することをいう。

### （連携事業）

第3条 特別区及び市町村は、次に掲げる事業について連携する。

- (1) 多摩の森の整備及び保全
  - (2) カーボン・オフセット
  - (3) 林業作業、自然観察その他多摩の森を活用した体験活動
  - (4) 多摩の森で産出される間伐材その他の木材の活用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、第6条第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）が必要と認める事業
- 2 前項各号に掲げる事業（以下「連携事業」という。）の実施について必要な事項は、協議会で決定する。
- 3 特別区は、第1項第1号及び第2号に掲げる事業（以下「森林整備等事業」という。）に参加するものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる事業に係る二酸化炭素吸収量の配分量は、森林整備等事業に参加する特別区及び市町村（市町村にあっては、第7条第3項ただし書の規定により当該経費を支弁する場合に限る。）の負担額に応じて按分した量とする。

5 連携事業は、特別区及び市町村が支弁する負担額の範囲内で実施するものとする。

(連携事業の総称)

第4条 連携事業は、「「多摩の森」活性化プロジェクト」と総称する。

(参加自治体の責務)

第5条 特別区及び市町村は、連携事業に積極的かつ誠実に取り組むものとする。

2 東京都は、連携事業の円滑な実施に資するため、特別区、市町村及び関係団体等との調整を図るものとする。

3 参加自治体は、第9条に規定する期間（以下「協定期間」という。）の満了まで継続して参加するものとする。

(協議会の設置)

第6条 参加自治体は、連携事業の計画及び円滑な実施に資するため、協議会を設置する。

2 協議会の名称は、「「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会」とする。

3 協議会の組織及び運営に関する事項は、参加自治体が協議の上、別に定める。

(経費の負担)

第7条 連携事業の計画及び実施並びに協議会の運営に要する経費は、参加自治体の負担金による収入をもって充てる。

2 前項の経費は、森林環境譲与税を財源とする。ただし、参加自治体の事情により森林環境譲与税の活用が難しい場合においては、この限りでない。

3 森林整備等事業の経費は、特別区が支弁する。ただし、協議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 参加自治体の負担金の額その他の経費の負担に関し必要な事項は、協議会で定める。

(立木の所有権)

第8条 森林整備等事業を実施する多摩の森の立木の権利は、土地所有者に帰属する。

(協定期間等)

第9条 協定期間は、本協定の締結の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了までに協議会において延長の決定をしたときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 特別区及び市町村は、前項ただし書の規定により協定期間の延長が決定した場合において、延長後の協定に参加しないときは、延長前の協定期間が終了する3か月前までに協議会に申し出なければならない。

(新規参加)

第10条 協議会は、参加自治体以外の東京都の区域内に存する自治体から本協定への参加の申出があったときは、参加の可否を決定し、当該申出をした自治体にその結果を通知する。

- 2 前項の申出は、当該協定期間の始期の属する年の前年の8月末日までの間ににおいて受け付けるものとする。
- 3 本協定への参加は、前項の始期の属する日からとする。

(その他)

第11条 本協定で定めるもののほか、必要な事項は、協議会で決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を13通作成し、参加自治体が署名の上、各1通を保有する。

令和5年7月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
東京都知事

東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
中央区長

東京都あきる野市二宮350番地  
あきる野市  
あきる野市長

東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号  
千代田区  
千代田区長

東京都台東区東上野四丁目 5 番 6 号  
台東区  
台東区長

東京都品川区広町二丁目 1 番36号  
品川区  
品川区長

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号  
荒川区  
荒川区長

東京都葛飾区立石五丁目13番 1 号  
葛飾区  
葛飾区長

東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号  
八王子市  
八王子市長

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1  
青梅市  
青梅市長

東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地  
日の出町  
日の出町長

東京都西多摩郡檜原村467番地1  
檜原村  
檜原村長

東京都西多摩郡奥多摩町冰川215番地6  
奥多摩町  
奥多摩町長